

すみだ郷土文化資料館資料貸出承認書

年 月 日

様

墨田区教育委員会



すみだ郷土文化資料館条例施行規則第2条第4項の規定に基づき、資料の貸出を承認いたします。

記

貸出資料名	分類・収蔵番号	数量	備考
利用目的			
利用場所			
利用方法			
輸送方法			
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
取扱責任者			

- 備考
- 1 貸出資料については、き損等がないよう責任を持って取り扱ってください。
  - 2 貸出期間内でも、墨田区教育委員会が必要があると認めるときは、貸出資料の返還を求めることがあります。
  - 3 貸出資料は、利用目的以外に利用しないでください。